

都城市高崎地区まちづくり協議会基金規則

(設置)

第1条 各年度における財源の調整を図り、もって財政の健全な運営に資するため、都城市高崎地区まちづくり協議会基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、都城市高崎地区まちづくり協議会歳入歳出決算余剰金の範囲内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益はこれに繰り入れを行い、第1条に規定する経費の財源に充てる。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年3月23日から施行する。